

棚倉町国土強靱化地域計画



令和2年12月
棚 倉 町

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2節 国土強靱化に向けた基本目標	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
第3節 国土強靱化推進の基本的な方針	4
1 強靱化の取り組み姿勢	4
2 適切な施策の組み合わせ	4
3 効率的な施策の推進	4
4 地域の特性に応じた施策の推進	4
第2章 対象とする災害	5
第1節 棚倉町の概要	5
1 地勢と気候	5
2 人口構造	6
3 産業構造の現状と課題	6
4 交通	7
第2節 棚倉町における主な自然災害リスク	8
1 地震災害	8
2 風水害・土砂災害	8
3 対象とする災害	9
第3章 脆弱性評価	10
第1節 脆弱性の枠組み及び手順	10
第2節 脆弱性評価の結果概要	11
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
2 施策分野の設定	13
3 リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要	13

第4章 国土強靱化に向けた対応策	18
第1節 対応策の体系	18
第2節 リスクシナリオに応じた対応策	24
リスクシナリオ1-1	24
リスクシナリオ1-2	25
リスクシナリオ1-3	27
リスクシナリオ1-4	28
リスクシナリオ1-5	29
リスクシナリオ2-1	32
リスクシナリオ2-2	33
リスクシナリオ2-3	34
リスクシナリオ2-4	35
リスクシナリオ2-5	36
リスクシナリオ2-6	37
リスクシナリオ3-1	39
リスクシナリオ4-1	40
リスクシナリオ4-2	41
リスクシナリオ5-1	42
リスクシナリオ5-2	42
リスクシナリオ5-3	42
リスクシナリオ6-1	44
リスクシナリオ6-2	44
リスクシナリオ6-3	45
リスクシナリオ6-4	46
リスクシナリオ7-1	47
リスクシナリオ7-2	47
リスクシナリオ7-3	47
リスクシナリオ7-4	48
リスクシナリオ7-5	49
リスクシナリオ8-1	51
リスクシナリオ8-2	51
リスクシナリオ8-3	52
リスクシナリオ8-4	53

リスクシナリオ8-5	54
リスクシナリオ9-1	55
第5章 計画の推進と進捗管理	56
第1節 推進体制	56
1 自助・共助・公助の連携推進	56
2 棚倉町の国土強靱化の取り組みに向けた自助・共助・公助の考え方	56
3 ハードとソフトの適切な組み合わせ	57
第2節 計画の進捗管理と見直し	58

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

東日本大震災や令和元年東日本台風等の大規模災害をはじめ、近年、全国的に地震、台風、ゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつある。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、避難等による人口の流出や風評被害を発生させ、原子力災害に対するリスク管理の重要性を広く認識させることになった。

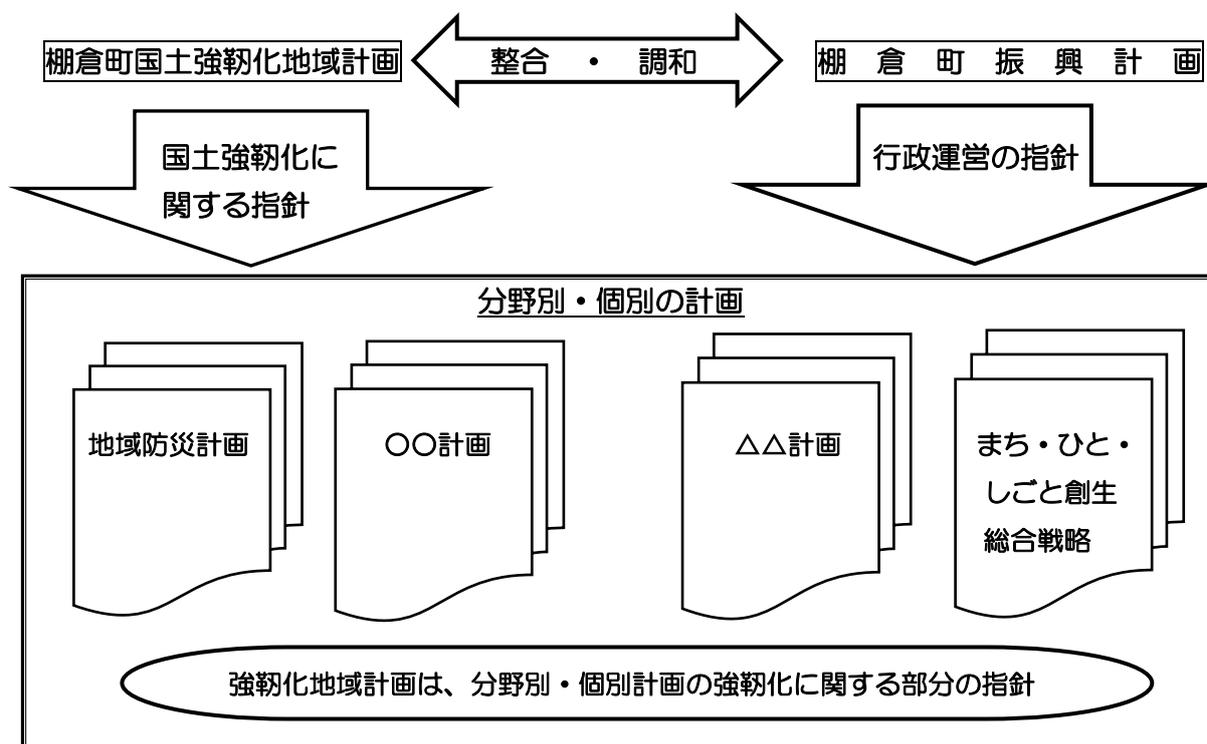
本町は、東日本大震災や令和元年東日本台風でも人的被害が発生しておらず、地震や台風に対して比較的安全な町であるものの、過去に例を見ない規模の自然災害が国内のいたるところで、年を追うごとに発生しており、その対策が重要な課題となっている。

こうした中、平成26年6月に国の「国土強靱化計画」が策定され、平成30年1月には、「福島県国土強靱化地域計画」が策定されており、あらゆる大規模自然災害に対して「致命的な被害を負わない強さ」、「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を持った強靱な国土、強靱な県土を構築し、安全で安心な地域社会の構築に向けた取り組みが始まっている。

本町においても、東日本大震災をはじめ、過去の台風などによる自然災害や原子力災害から得た教訓を踏まえ、あらゆるリスクに対して「強靱な棚倉町」を作り上げていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進するための指針として「棚倉町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）第13条に基づく国土強靱化地域計画である。本町の行政運営の指針となる「第6次棚倉町振興計画」、地域防災の指針となる「棚倉町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りながら、分野別個別計画における国土強靱化に関する施策の指針となるものである。



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、「第6次棚倉町振興計画」の目標年次である令和6年度（2024年度）までの5年間とする。

なお、計画期間中においても国の「国土強靱化計画」又は「福島県国土強靱化地域計画」の改正、及び施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2節 国土強靱化に向けた基本目標

1 基本目標

国の国土強靱化計画、福島県国土強靱化地域計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するための基本目標4項目を次のとおり設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 本町の迅速な復旧・復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を実現するため、事前に備えるべき目標として、次の9項目を設定する。なお、本計画に関しては、町の活性化や地方創生という行政課題についても、一つの重要な視点として捉える。

- (1) 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が図られる
- (2) 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- (5) 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次被害を発生させない
- (8) 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- (9) 大規模自然災害等に備え、地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助・公助に基づく地域防災力を高める

第3節 国土強靱化推進の基本的な方針

国土強靱化の理念、国の国土強靱化計画及び福島県国土強靱化地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

1 強靱化の取り組み姿勢

- (1) 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- (2) 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (3) 国、県、周辺の市町村と必要に応じて連携し、本町の災害に対する抵抗力、回復力、適応力を強化する。

2 適切な施策の組み合わせ

- (1) ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- (2) 国、県、町、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下で「自助」、「共助」、「公助」の取り組みを推進し、地域防災力の向上を図る。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- (1) 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国・県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。
- (2) 自主防災組織、行政区及び事業所などの団体が相互に補完し合い、有機的な連携が図れるよう効果的な施策を推進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人口減少や少子高齢化、産業、交通事情などの町の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- (2) 原子力災害による風評被害を払しょくし、福島県の構成市町村の一つとして県全体の復興に寄与する施策を講じる。
- (3) 人のつながりやコミュニケーション機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (4) 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 対象とする災害

第1節 棚倉町の概要

1 地勢と気候

棚倉町は、福島県の南部、東白川郡の西北部にあって、東には鮫川村、浅川町、西は栃木県那須町、大田原市、南は塙町、矢祭町、茨城県大子町、北は白河市にそれぞれ隣接しており、東西に約19.6km、南北に17.4km、総面積は159.93km²である。

平成31年（2019）1月1日時点の土地利用の状況は、山林118.07km²、田12.49km²、畑6.78km²、宅地4.57km²、雑種地4.56km²などとなっており、山林が総面積の約74%を占めている。

気候は、冬は晴天が多く乾燥し、夏は湿潤で暑く、梅雨や台風による降水も多い内陸性気候の特徴が混じった太平洋側気候に分類され、八溝山地と阿武隈山系が交差する位置にあるため、降水量は適度であり、積雪も極めて少なく、台風などの災害が少ないなど、四季を通じて住みやすい気象条件となっている。

現在の棚倉町は、昭和30年1月に棚倉町、社川村、高野村、近津・山岡組合村の1町3カ村が合併した町であり、旧町村単位は現在でも行政単位として活用されている。

棚倉地区	「公共施設や商業施設が集積する町の中核地域」 町のほぼ中央に位置し、地域全体は比較的平坦な地形となっており、国指定史跡の棚倉城跡をはじめ、神社仏閣も多く、教育、文化、行政機関、医療施設などの施設が立地する町の中核であり、全人口の半分が住んでいる。
社川地区	「社川沿いに広がる稲作農業の中心となっている地域」 棚倉地区の北側に位置し、大部分が平坦で農業生産基盤が整った稲作農業の中心地となっている。また、地区内数カ所が農村地域工業導入促進地域の指定を受けており、誘致企業の工場が複数稼働している。
高野地区	「八溝山の麓に広がる農業が中心となっている地域」 棚倉地区の西側に位置し、1級河川久慈川の水源がある地域で、久慈川沿いの緩い傾斜地に水田と畑が広がり、八溝山系一帯は、治山、治水、水源涵養の役割を担っている。また、多くの国有林があり、森林管理署による造林経営が盛んに行われている。
近津地区	「県立奥久慈公園があり、農業と観光資源に恵まれた地域」 棚倉地区の南側一帯に位置し、久慈川沿いの平坦部に水田が広がり、地区内の八溝山系の一部が県立奥久慈公園に指定されている。また、八槻都々古別神社には、国の重要無形民俗文化財に指定されている「都々古別神社の御田植」が伝承されている。
山岡地区	「阿武隈山系に属する農業中心の地域」 棚倉地区の東側に位置し、阿武隈山系に属する約80世帯が点在する地区であり、山間部を縫うように水田が点在しており、複数の事業者が畜産を行っている。上水道は敷設されておらず、簡易水道により給水が行われている。

2 人口構造

(1) 人口構造

本町の令和2年4月1日の人口は13,827人であり、0歳から14歳までの年少人口は12.3%、15歳から64歳までの生産年齢人口は56.6%、65歳以上の老年人口が31.1%という構成となっており、1995年（平成7年）に年少人口を老年人口が上回って以降、少子高齢化が確実に進行している。

また、世帯数は、増減を繰り返しながら増加傾向にあり、少子高齢化により人口が減少している中で世帯数が増加しているのは、核家族化がさらに進んだ形として、高齢者単独世帯や高齢夫婦世帯が増加している。

(2) 地区別人口（令和2年4月1日現在）

区分	男	女	計	世帯数
棚倉地区	3,506人	3,700人	7,206人	2,969世帯
社川地区	1,253人	1,142人	2,395人	779世帯
高野地区	544人	556人	1,100人	323世帯
近津地区	1,396人	1,424人	2,820人	925世帯
山岡地区	151人	155人	306人	57世帯
合計	6,850人	6,977人	13,827人	5,053世帯
内高齢者人口	1,873人	2,431人	4,304人	31.13%

3 産業構造の現状と課題

(1) 産業構造の現状

本町の就業者数、生産額ともに製造業の割合が非常に高く、製造業の動向が町の経済や雇用に大きく影響する構造となっている。

また、国勢調査による産業別人口の推移をみると、第2次産業については、大きな変化はないが、第1次産業については減少し、第3次産業が増加するという傾向が続いている。

また、平成27年国勢調査における産業構造については、製造業が27.1%と最も高く、次いでサービス業の16.8%、卸小売業の16.2%、建設業の2.7%と続き、町の基幹産業である農林業については、9.2%となっている。

第2次産業については、日本を代表する企業の工場が町内で複数稼働しており、近隣の自治体にも同じような工場が稼働していることから、人口減少が進む中で生産年齢人口の就業が製造業を中心とした第2次産業に集約されている。

(2) 産業構造の課題

第1次産業の就業人口が減少し、第2次産業が横ばい、第3次産業が増加する状況が続いており、こうした傾向は、農林業や小規模商工業の後継者不足の深刻化を招き、事業継続が困難な状況となっている。こうした状況の変化は、様々な分野に影響を及ぼしており、農林業や小規模商工業の縮小は、耕作放棄地の拡大や空き家・空き店舗の増加を助長し、町の活力や地場産業の活力を低下させている。

4 交通

交通網は、国道118号線及び国道289号線が町の中心部を走り、主要地方道4路線、一般県道7路線が放射線状に伸びている。

町内の公共交通機関としては、町の中央を南北にJR水郡線が茨城県水戸市と郡山市の間を結んでおり、町内に3つの駅がある。路線バスは、JRバス関東及び福島交通が運行し、東北新幹線の最寄り駅がある白河市までは、JRバス関東が運行しており、近隣市町村を結ぶ広域交通網は確保されている。

第2節 棚倉町における主な自然災害リスク

1 地震災害

茨城県常陸太田市から棚倉町付近を通り北北西に走る幅2～3キロメートル、延長60キロメートルの、著しく破碎された岩石が分布する棚倉破碎帯が存在する。この棚倉破碎帯は、棚倉構造線や棚倉断層とも呼ばれている。この破碎帯の主要な部分は、左横ずれ断層運動によって新生代新第三紀より前に形成されたとされるもので、花崗岩などの一部はマイロナイト化しており、棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震発生の可能性がある。

平成23年3月11日（金）午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震であり、本町でも震度6弱を観測し、全壊1戸、半壊24戸、塀の倒壊や屋根瓦の落下等が549箇所という被害が発生したほか、地震のダメージにより棚倉幼稚園舎は建て替え、中央公民館は使用不能となり解体、総合体育館は大規模改修を余儀なくされるなど、過去に類を見ない被害を被ったが人的被害は発生していない。

2 風水害・土砂災害

近年は、時間雨量100ミリを超える短時間豪雨や降り始めからの総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生し、気象庁から発表される気象情報も「記録的短時間大雨情報」や「特別警報」など新たな基準が創設されるなど、これまでに経験したことのない気象様態が出現している。また、台風については、発生頻度が高まり、強い勢力を保ったまま本州に上陸する台風が増加している。

また、令和元年東日本台風により社川の堤防決壊、土砂崩れによる道路寸断、農地農業用施設の被害などが発生している。

こうした気象環境の中、山林が総面積の約74%を占めている本町では、急傾斜地が多く存在し、1級河川である社川と久慈川をはじめ多くの中小河川が形成されており、河川の氾濫や内水滞留による災害リスクを抱えている。また、平地と山林が隣接しているため、土砂災害危険箇所が116箇所、山地災害危険地区が133箇所指定されており、大雨や地震による土砂災害のリスクが高い地域となっている。

3 対象とする災害

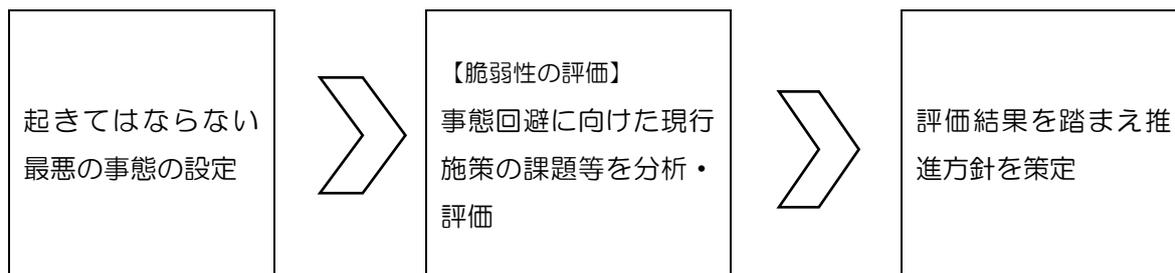
本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国土強靱化基本計画で示されている大規模自然災害と併せて、東日本大震災を要因として引き起こされた原子力災害を踏まえ以下のように設定する。

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
地震		棚倉破砕帯を震源とした大規模地震動	町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
台風・梅雨前線・ゲリラ豪雨等	風水害	台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	社川、久慈川及び支流の氾濫・内水滞留等
	土砂災害	大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所の崩落
複合災害		地震、前線による長雨、台風等が複合的に同時に又は連続して発生する災害	上記の複合災害
大規模火災		住宅密集地にて強風等による大火等	住宅密集地における大火等
原子力災害		福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の廃炉作業の事故等により、放射性物質が拡散される災害	放射性物質の拡散による健康被害の発生及び風評被害

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町が抱える大規模自然災害等に対する課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なため、以下の枠組み及び手順により実施した。



- (1) 9つの事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- (2) リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、第6次棚倉町振興計画の施策分野（はぐくむ／あんしん／すこやか／いきいき／むすぶ／きずく）を同じく設定
- (3) リスクシナリオごとに関連する現行施策の取組状況や課題を各課等において分析するとともに、弱点（脆弱性）を洗い出し最悪の事態を回避するための必要な取組みを整理

第2節 脆弱性評価の結果概要

1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のように設定した。

事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が図られる	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
		1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態
		1-3	異常気象等による河川の氾濫、堤防等の決壊が生じ、多数の死傷者が発生する事態
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態
2	大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態
		2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態
		2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態
		2-4	多数の避難者が発生し、避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態
		2-6	被災地区における疫病・感染症等が発症、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態が悪化する事態
3	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態
4	大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止又は停電等による情報通信の麻痺・長期間停止する事態
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5	大規模自然災害等発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態
		5-3	食料等の安定供給が停滞する事態
6	大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、石油、ガス等の供給が停止する事態
		6-2	上水道、簡易水道の供給が長期間にわたり停止する事態
		6-3	汚水処理施設が長期間にわたり機能停止する事態
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態
		7-2	有害物質が大規模拡散・流出する事態
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴い住民が被ばくする事態
		7-4	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
		7-5	風評被害による地域経済への甚大な影響が生じる事態
8	大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被災者の生活再建に対する支援の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
9	大規模自然災害等に備え、地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助・公助に基づく地域防災力を高める	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

2 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策分野として、第6次棚倉町振興計画に掲げる6つの施策分野と整合させて設定した。

施策分野	施策分野の細目
1 はぐくむ	学校教育／子育て／生涯学習／文化・芸術活動
2 あんしん	消防・防災／地域安全の推進／生活環境／環境衛生対策
3 すこやか	健康づくり／医療体制／高齢者福祉／障がい者福祉／地域福祉
4 いきいき	観光／農林業／商工業／雇用環境
5 むすぶ	道路／交通基盤／河川／情報通信
6 きずく	参画と協働／交流活動／行財政運営

3 リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が図られる	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設における耐震化・老朽化対策の推進を図ることが必要 ・人的被害の軽減に向け、住宅等の耐震化を進めることが課題である ・耐震化の住民への周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めることが必要
	1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発生させないことを前提に、発生した際の速やかな初期消火体制づくりや消防力の強化が必要 ・住民一人ひとりの心掛けを高め、火災の未然防止を図ることが必要 ・地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要 ・住宅の密集した地域における対策が必要
	1-3	異常気象等による河川の氾濫、堤防等の決壊が生じ、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携のもと、河川改修や浚業、維持管理に取り組むことが必要 ・迅速な避難に向け、浸水想定区域等の周知を図ることが必要
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生の抑制に向け施設の点検や整備、危険箇所の周知と対策が必要 ・林業振興施策の推進を図り、森林整備と適正管理に努めることが必要

	1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われな いことにより、多数の死 傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や避難勧告等の情報について、多様な情報伝達手段を活用して、町民へ迅速に伝達・周知することが必要 ・適切な時期に適切な避難情報を発令することが必要 ・自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう、自ら考える力を高めていくことが必要 ・避難行動要支援者をはじめ、すべての住民が円滑な避難行動を行うための体制づくりが必要
2 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要 ・道路網の強化や災害発生時の啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立が想定される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要 ・非常時に情報の孤立が生じないよう、災害に強い情報通信設備の配備が必要
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・警察・常備消防等が被災することを想定した対策が必要 ・地域の救助・救急活動の担い手となる消防団の育成支援に努めることが必要 ・道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要
	2-4	多数の避難者が発生し、避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な避難所、福祉避難所の確保・強化に努めることが必要 ・避難所生活の長期化に備えた対策が必要
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能麻痺する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の医療機能維持、薬剤や医療資機材の保管、医療救護体制の強化、人材の確保に努めることが必要 ・道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要
	2-6	被災地区における疫病・感染症等が発症、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態が悪化する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の被災者の健康支援、生活環境の整備に取り組むことが必要 ・感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から対応できる体制の構築に取り組むことが必要

3 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能が大幅に低下した場合に対応できる体制づくりと行政機能維持に向けた取組みが必要 災害対策本部機能の強化、受援計画の策定・体制の整備を検討しておくことが必要
4 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止又は停電等による情報通信の麻痺・長期間停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要 情報通信網の耐災害性の向上や情報伝達手段の確保、多様化に取り組むことが必要
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した情報伝達体制の維持強化と、その情報の正確性・確実性を絶えず向上していくことが必要
5 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の耐震化やBCPの策定を促す必要 被災した企業が各種資金を活用できるよう、関係機関との情報共有が必要
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設の耐災害性の向上が必要
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> 農業用施設の適正な維持管理により、農業基盤づくりの推進が必要
6 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、石油、ガス等の供給が停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 供給事業者との連携のもと、確実なエネルギーの供給体制の構築が必要 災害対応給油所の確保が必要 災害発生時における必要なエネルギー供給の確保のため、供給源の多様化が必要
	6-2	上水道、簡易水道の供給が長期間にわたり停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の耐震化・老朽化対策を進めていくことが必要 応急給水の体制強化に取り組むことが必要
	6-3	汚水処理施設が長期間にわたり機能停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震化による被災の防止や早期復旧体制整備に努めることが必要
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要 災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えが必要

7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組むことが必要
	7-2	有害物質が大規模拡散・流出する事態	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して確認と対応を行う体制作りが必要
	7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴い住民が被ばくする事態	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の飛散、拡散についての正確な情報把握が必要 原子力災害の発生に備え、関係機関と連携した対応、体制強化が必要
	7-4	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	<ul style="list-style-type: none"> 林業振興施策の推進を図り、森林整備と適正管理に努めることが必要 農地の適正管理に努めることが必要
	7-5	風評被害による地域経済への甚大な影響が生じる事態	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質に対する正しい知識に基づいた検査の実施及び検査結果の公表、情報発信が必要 風評払しょくのための広報、PR活動が必要
8 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要 建設業者の確保をはじめ、多様な担い手の確保を想定しておくことが必要
	8-3	被災者の生活再建に対する支援の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活再建支援を行う体制強化に努めることが必要 速やかな応急住宅等の確保に向けた体制強化が必要 応急期、復旧期、復興期の状況に応じた適切な住まいの確保が必要
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物への火災警報器、消火設備及び防火設備の設置と、地震対策への支援に努めることが必要
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時には、さまざまな災害対策業務において用地の確保が必要となるため、平時から調整を図っておくことが必要。

<p>9 大規模自然災害等に備え、地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助・公助に基づく地域防災力を高める</p>	<p>9-1</p>	<p>住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 様々な機会をとおして住民一人ひとりの防災意識の高揚に努めることが必要
---	------------	---------------------------------------	--

第4章 国土強靱化に向けた対応策

第1節 対応策の体系

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じた棚倉町の国土強靱化に向けた対応策の体系を以下のように整理する。

なお、本計画で設定したリスクシナリオは、どの事態が発生した場合であっても本町に深刻なダメージを与えるものであることから、重点化や優先順位付けは行わず全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

事前に備えるべき 目標 ①	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が図られる
------------------	-----------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対 応 策
1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	1-1-① 公共施設の耐震化等
		1-1-② 住宅・建築物の耐震化等
		1-1-③ 各種補助事業の利用促進・拡充
1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態	1-2-① 家庭・事業所における火災の未然防止
		1-2-② 初期消火の体制強化
		1-2-③ 常備消防力の維持・強化
		1-2-④ 消防団等の活動の維持・強化
		1-2-⑤ 火災に強いまちづくり
1-3	異常気象等による河川の氾濫、堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	1-3-① 河川改修等の促進
		1-3-② 河川災害危険箇所の周知
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	1-4-① 土砂災害危険箇所の周知
		1-4-② ため池対策
		1-4-③ 森林の適正管理
		1-4-④ 宅地耐震化の推進
1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態	1-5-① 情報伝達体制の強化
		1-5-② 避難勧告等の適正な発令
		1-5-③ 住民一人ひとりの適正な避難行動
		1-5-④ 避難行動要支援者対策

事前に備えるべき 目標 ②	大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
------------------	--

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対 応 策
2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態	2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄
		2-1-② 事業者・他市町村との連携強化
		2-1-③ 災害に強い道路網の形成
		2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立
2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	2-2-① 孤立集落の発生抑制
		2-2-② 情報の孤立防止対策
2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	2-3-① 自助・共助による救助・救急活動の体制強化
		2-3-② 消防団等の活動の活性化
		2-3-③ 災害に強い道路網の形成
		2-3-④ 速やかな道路啓開の実現
		2-3-⑤ 緊急時の搬送体制の確立
		2-3-⑥ 情報共有体制の強化
2-4	多数の避難者が発生し、避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態	2-4-① 避難所の確保
		2-4-② 避難所の開設・運営体制づくり
		2-4-③ 福祉避難所の拡充・確保
		2-4-④ 避難生活の長期化への対応
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	2-5-① 医療機能の維持、薬剤の確保
		2-5-② 災害に強い道路網の形成
		2-5-③ 速やかな道路啓開の実現
		2-5-④ 緊急時の搬送体制の確立
2-6	被災地区における疫病・感染症等が発症、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態が悪化する事態	2-6-① 健康支援活動の体制整備
		2-6-② 感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備
		2-6-③ 避難所における生活環境の整備

事前に備えるべき 目標 ③	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
------------------	-------------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応策
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	3-1-① 行政機能の維持
		3-1-② 災害対策本部機能の強化

事前に備えるべき 目標 ④	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
------------------	---------------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応策
4-1	電力供給停止又は停電等による情報通信の麻痺・長期間停止する事態	4-1-① 自家発電装置の充実
		4-1-② 情報通信網の耐災害性の向上
		4-1-③ 多様な情報伝達手段の周知
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	4-2-① 災害対策本部・避難所施設の通信回線の耐災害性の向上
		4-2-② 住民等への情報伝達体制の強化

事前に備えるべき 目標 ⑤	大規模自然災害等発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
------------------	----------------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応策
5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態	5-1-① 企業の事業継続力強化の促進
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	5-2-① 危険物取扱事業所の耐災害対応の強化促進
5-3	食料等の安定供給が停滞する事態	5-3-① 緊急輸送道路の防災・減災対策の促進
		5-3-② 食料生産基盤の耐災害性の向上

事前に備えるべき 目標 ⑥	大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
------------------	---

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対 応 策
6-1	電気、石油、ガス等の供給が停止する事態	6-1-① エネルギー供給業者との連携強化
		6-1-② 災害対応給油所の確保
6-2	上水道、簡易水道の供給が長期間にわたり停止する事態	6-2-① 上水道、簡易水道施設の耐震化の推進
		6-2-② 速やかな給水の確保
6-3	汚水処理施設が長期間にわたり機能停止する事態	6-3-① 公共下水道、農業集落排水施設の耐震化の推進
		6-3-② 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	6-4-① 災害に強い道路網の整備
		6-4-② 速やかな道路啓開の実現
		6-4-③ う回路となる町道・農道・林道の整備、拡幅の推進
		6-4-④ 緊急時の輸送体制の確立
		6-4-⑤ 公共交通の機能維持

事前に備えるべき 目標 ⑦	制御不能な二次災害を発生させない
------------------	-------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対 応 策
7-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	7-1-① 農業水利施設の適切な管理
		7-1-② 農業用ため池のハザードマップの作成
7-2	有害物質が大規模拡散・流出する事態	7-2-① 有害物質の拡散、流出防止対策の推進
7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴い住民が被ばくする事態	7-3-① 国、県、事業者との連絡体制の確立
		7-3-② 原子力災害発生への備え
		7-3-③ 汚染された廃棄物、汚染土壌等の適切な保管・搬出・管理
		7-3-④ 放射線モニタリング体制の充実・強化
7-4	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	7-4-① 農業・林業の担い手の育成確保
		7-4-② 農地及び農業施設の保全・適正管理の推進
		7-4-③ 森林整備の足進及び適正管理の推進
		7-4-④ 鳥獣被害対策の充実・強化
7-5	風評被害による地域経済への甚大な影響が生じる事態	7-5-① 風評被害等の防止に向けた科学的な情報発信の強化
		7-5-② 風評被害等の払拭に向けた対策

事前に備えるべき 目標 ⑧	大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
------------------	---

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対 応 策
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1-① 災害廃棄物処理計画の策定・推進
		8-1-② 災害廃棄物の一時保管場所の確保、適切な運搬方法の確立
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-① 建設事業者の業務継続の支援強化
		8-2-② 県及び支援団体等への人員派遣依頼
		8-2-③ 多様な業務の担い手確保対策の推進
8-3	被災者の生活再建に対する支援の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3-① 被災者の生活再建の支援
		8-3-② 応急仮設住宅等の確保
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-4-① 指定文化財（建造物）の防災対策
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	8-5-① 事業用地の確保・整備
		8-5-② 応急仮設住宅等の確保

事前に備えるべき 目標 ⑨	大規模自然災害等に備え、地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助・公助に基づく地域防災力を高める
------------------	--

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対 応 策
9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	9-1-① 住民一人ひとりの防災意識の高揚を図る
		9-1-② 地域における防災活動の担い手育成

第2節 リスクシナリオに応じた対応策

事前に備えるべき 目標 ①	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が図られる
------------------	-----------------------------

リスクシナリオ 1-1

建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

1-1-① 公共施設の耐震化等

- (1) 住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、不特定多数が利用する建築物について、計画的な耐震化及び老朽化対策に取り組むものとし、防災上重要な施設を優先的に実施するなど、効率的・効果的に実施する。
- (2) 公共施設等総合管理計画に基づき、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に耐震対策を行う。

(主な想定される施策・事業)

- 指定避難所の耐震化事業
- 公共施設等総合管理計画の推進
- 地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等ストック総合改善事業等）
- 公共施設等の耐震化及び老朽化対策事業

1-1-② 住宅・建築物の耐震化等

- (1) 東日本大地震クラスの大地震から住民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、住環境整備事業等の活用を促しながら、住宅の耐震化に努める。
- (2) 住宅の耐震化やブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、各種補助事業の継続と周知に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 地域住宅計画に基づく事業（住環境整備事業等）
- 住宅リフォーム補助金交付事業
- 空家対策事業

1-1-③ 各種補助事業の利用促進・拡充

- (1) 住宅耐震化及び老朽化対策に向けた各種補助事業に関し、住民への周知を図り、対策の必要性を理解していただくことが重要であり、自主防災組織・行政区や民間事業者（設計事務所や工務店等）との連携を図りながら各種の啓発活動に取り組む。
- (2) ブロック塀の転倒が懸念される危険箇所の把握に向け、地区ごとの危険箇所マップの作成などの取り組みを自主防災組織に促す。
- (3) 住民一人ひとりが命を守る行動をとることができるよう、様々な機会を通じた啓発や備品等の購入支援に取り組む。

（主な想定される施策・事業）

- 行政区回覧等において、住宅耐震化の啓発活動の実施
- 耐震診断・耐震改修を行う事業者の確保・連携強化
- 危険箇所マップ作りの促進（自主防災組織活動支援）
- 防災を自分事としてとらえるための啓発、チラシの作成

リスクシナリオ 1-2

住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

1-2-① 家庭・事業所における火災の未然防止

- (1) 火災の未然防止には、住民一人ひとりの火災発生への予防対策の心掛けが重要であることから、様々な機会をとおした防災・防火意識の向上、消防力強化に努める。
- (2) 住宅への火災警報器の設置が法令により義務化されていることの周知を徹底する。

（主な想定される施策・事業）

- 火災発生抑制に向けた啓発
- 防火診断カードの全世帯配布
- 火災警報器の設置推進

1-2-② 初期消火の体制強化

- (1) 大規模火災を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、消火方法の啓発や訓練、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促す。

(主な想定される施策・事業)

- 消火器の設置義務のない事業者や高齢世帯への消火器設置補助金制度の創設
- 住宅用火災警報器設置補助金制度の創設、設置促進啓発

1-2-③ 常備消防力の維持・強化

- (1) 常備消防力の維持・強化に向け、消防車両や消防器具等の適正な維持管理・更新が計画的になされるよう白河地方広域市町村圏消防本部に求める。

(主な想定される施策・事業)

- 消防署の耐震化・老朽化対策及び機械器具の充実配備
- 消防車両・救急車両の維持管理及び定期的な更新

1-2-④ 消防団等の活動の維持・強化

- (1) 消防団の消防力の維持・強化に向け、計画的に消防車両、消防屯所の更新、装備の適正な維持管理・更新に努める。また、「消防団協力事業所表示制度」を周知し、事業所の理解と協力を得ることにより、消防団員の確保に努める。
- (2) 「棚倉町消防団応援事業」をとおして、地域全体で消防団員を応援する雰囲気醸成し、地域全体で消防団活動を支える仕組みを構築・維持する。
- (3) 女性消防団員の拡充を図るとともに、各地区の自主防災組織と連携し、地域内における消防力の補完的な強化を図る。
- (4) 地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練の実施を検討する。

(主な想定される施策・事業)

- 計画的な消防車両、消防屯所の更新
- 消防団員の確保、装備強化事業
- 女性消防団員の拡充及び自主防災組織との連携促進
- 関係機関が一体となった合同訓練の実施

1-2-⑤ 火災に強いまちづくり

- (1) 地域住民はもとより、観光客や来町者が、安全に安心して過ごせる街並みの形成に取り組む、火災に強いまちづくりに努める。
- (2) 火災に強いまちづくりに向け、空家・空き店舗の改修や除却に取り組む。
- (3) 避難経路の確保や消防車両の円滑な進入路の確保、延焼防止機能の確保に向け、2項道路（みなし道路）の拡幅や交差点の改良、オープンスペースの確保に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 空き店舗活用補助金制度の創設
- 空家改修制度の創設
- 空家バンクの充実
- 老朽化住宅の除去事業実施
- 狭あい道路整備等促進事業

リスクシナリオ 1-3

異常気象等による河川の氾濫、堤防等の決壊が生じ、多数の死傷者が発生する事態

1-3-① 河川改修等の促進

- (1) 関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や河川施設の長寿命化等に取り組み、維持管理に努める。
- (2) 河川内の立木や雑草の繁茂等を除去し、河川機能の回復に取り組む。
- (3) 令和元年東日本台風で堤防決壊があった社川、久慈川の河川管理者に対して、河川機能の保全を図るよう要請するとともに、大規模自然災害に対しての初動対応のための連携強化を図る。

(主な想定される施策・事業)

- 河川内の立木、雑草の繁茂等の除去の実施
- 河川整備計画、長寿命化等改修工事の実施
- 社川及び久慈川の河川管理者に対し、機能保全の要請と連携強化
- 農業用水路等施設の点検、補修や長寿命化計画の策定

1-3-② 河川災害危険箇所の周知

- (1) 県で調査する想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域について、調査終了後速やかに防災マップに反映させ、住民への幅広い周知に努める。
- (2) 大雨による河川の増水に対応したタイムラインを作成し、防災・減災対策の充実に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 洪水ハザードマップの作成
- 洪水タイムラインの作成
- 出水期における広報の充実

リスクシナリオ 1-4

大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

1-4-① 土砂災害危険箇所の周知

- (1) 県が進めている土砂災害警戒区域等の指定状況について、調査終了後速やかに防災マップに反映させ、危険箇所の周知に努める。
- (2) 土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても、災害が発生する可能性があるため、自主防災組織や行政区における自主的な危険箇所確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努める。
- (3) 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、防災担当課と連携強化を図り、災害ハザードエリアにおける開発抑制等の検討を行うとともに、必要に応じて対策に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 防災マップを改定し、正確な危険箇所を周知
- 自主防災組織による地区内防災マップ作成の支援
- 大規模土砂災害の危険性に関する講習会・防災学習会の実施
- 法の対象とならない危険箇所の把握と周知
- がけ崩れ住家防災対策事業
- 砂防関係施設の維持管理、対策事業に関する関係機関との連携強化
- 都市再生整備計画事業、住宅市街地総合整備事業等

1-4-② ため池の対策

- (1) 本町には、台帳に登録されているため池が30箇所、そのうち防災重点農業用ため池に指定されているものが22箇所あり、大雨時や地震の揺れによる決壊に備え、関係機関との連携のもと点検・調査を行うとともに、必要に応じて対策に取り組む。
- (2) 防災重点農業用ため池について、点検・調査に基づきため池が決壊した場合に危険となる箇所の周知に努めるとともに、ため池の改修及び付帯施設、管理・監視施設の整備を行う。

(主な想定される施策・事業)

- 防災重点ため池の耐震診断の実施
- ため池の定期的な点検と維持補修、改修
- ため池ハザードマップを作成し、危険箇所を周知

1-4-③ 森林の適正管理

- (1) 自伐型林業の推進をはじめ、多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努める。
- (2) 関係機関との連携のもと、森林における危険箇所の定期的な点検や必要に応じた対策を行う。
- (3) 森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりに繋がることの周知を図り、森林保全意識の高揚に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 林家のスキル向上の場づくり
- 放置されている山林資源の一元管理、整備
- 林業従事者への支援体制の強化
- 森林づくりの普及、啓発活動の推進
- 森林における危険箇所の点検や治山対策

1-4-④ 大規模盛土造成地の対策

- (1) 大規模盛土造成地の第一次スクリーニングにより、本町で確認された大規模盛土造成地について、大規模に盛土された造成地が身近にあることを知っていただくため、大規模盛土造成地マップの周知を図り、住民の防災意識の高揚に努める。
- (2) 第一次スクリーニングで抽出した大規模盛土造成地を対象に、第二次スクリーニング計画及び宅地カルテを作成し、優先度の評価を行い必要に応じて対策に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 大規模盛土造成地マップの活用
- 宅地耐震化推進事業

リスクシナリオ 1-5

情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態

1-5-① 情報伝達体制の強化

- (1) J-ALERT から伝達される情報を、各住民に確実に伝えることができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練の実施に努める。
- (2) 停電やシステム障害を見越して、複線的な情報伝達手段の確立に努める。
- (3) 在留外国人や滞在する外国人に対し、災害情報を伝達する方法の確立に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 防災行政無線の維持管理事業
- 防災行政無線戸別受信機の全世帯への設置
- エリアメール・登録制メール・SNSの積極的活用
- 防災訓練や防災学習会の実施
- 翻訳機等を配備し、多言語による情報伝達方法の確立

1-5-② 避難勧告等の適正な発令

- (1) 「地域防災計画」及び「災害発生時の職員初動マニュアル」の発令基準に基づき、空振りをおそれず避難情報を発令する。
- (2) 最新の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、町避難勧告判断基準を改定する。

(主な想定される施策・事業)

- 地域防災計画の改定
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定
- 県南地域及び近隣市町村の状況等を広域的に把握できる体制の構築

1-5-③ 住民一人ひとりの適正な避難行動

- (1) 住民一人ひとりが、町から発令される避難情報についての理解を深めるため、防災訓練や防災学習会、自主防災組織の活動をとおして啓発・周知を図る。
- (2) 災害種別に応じて適切な避難行動を行うことができるよう、世帯ごとの避難計画の作成支援と避難支援体制の整備に向け、防災マップの配布や自主防災組織の組織率向上対策に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 防災訓練や防災学習会の実施
- 防災マップの改定・配布
- 自主防災組織の設立支援

1-5-④ 避難行動要支援者対策

- (1) 避難時に支援を要する高齢者、障がい者などの住民の把握に努め、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組む。

- (2) 避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織や民生委員、行政区、町の連携のもと、個別避難計画の作成により避難支援体制の強化に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 避難行動要支援者名簿の作成及び更新
- 災害時要配慮者避難支援個別計画の策定支援及び避難支援体制の確立

事前に備えるべき 目標 ②	大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
------------------	--

リスクシナリオ 2-1

食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態

2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄

- (1) 被害想定に基づいた備蓄計画の策定を行うとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで、備蓄の推進に取り組む。
- (2) 家庭や地域における一人3日分以上の食料等の備蓄を促していくための、啓発に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 備蓄品整備計画の策定
- 家庭や地域における備蓄品の促進に向けた啓発

2-1-② 事業者・他市町村との連携強化

- (1) 事業者と「災害時における物資等の供給に関する協定」等の締結に取り組み、大規模災害時における食料、飲料水、ガソリン等の燃料の確保に向けた体制整備に取り組む。
- (2) 遠隔地の市町村と相互援助協定等の締結に取り組み、当地域以外からの物資等の確保に向けた体制作りに取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 災害時における物資供給・配送に関する協定の締結

2-1-③ 災害に強い道路網の形成

- (1) 関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。
- (2) 土木・建築業者との「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結に取り組み、町内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。
- (3) 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行う。また、ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 道路・橋梁の長寿命化計画の推進、施設点検、修繕改修
- 既存町道・農道・林道の整備・拡幅及び維持管理の推進
- 災害時における応急対応業務に関する協定の締結
- 町有車両の緊急通行車両としての届け出
- 関係機関への事前届け出制度の周知

2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立

- (1) 緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでヘリコプター離着陸場に指定しているグラウンド等以外に専用の新規離着陸場の整備・確保に取り組む。
- (2) 緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関と連携のもと、物資の配送計画の作成に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 消防防災ヘリコプター離着陸場の整備・確保
- 物資輸送マニュアルの作成

リスクシナリオ 2-2

多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態

2-2-① 孤立集落の発生抑制

- (1) 孤立が予測される集落をあらかじめ想定しておくとともに、国県道のほか、町道、農道、林道等の維持管理に努め、複線的なアプローチ道路の確保に努める。
- (2) 道路閉塞時における救助・救急活動については、ピンポイントでの実施が求められることが予測されるため、消防防災ヘリコプターの活用が円滑に行えるよう離着陸場の確保・整備に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 既存町道・農道・林道の整備・拡幅及び維持管理の推進
- 消防防災ヘリコプター離着陸場の確保

2-2-② 情報の孤立防止対策

- (1) 土砂の崩落等により、電柱の倒壊、電話線の切断や携帯基地局の罹災による通信障害

が発生した場合に、情報の孤立が生じるおそれがある。このため、孤立が想定される集落について、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備の配備に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 災害に強い情報通信設備の配備（多様な情報通信手段の活用）
- 携帯事業者に対し、浸水想定区域・土砂災害危険箇所の情報提供を行い、対策を要請する。

リスクシナリオ 2-3

警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

2-3-① 自助・共助による救助・救急活動の体制強化

- (1) 大規模災害時においては、警察署や消防署の被災や土砂の崩落等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定される。このため、自主防災組織や行政区による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備・支援に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 自主防災組織における防災資機材の整備、支援
- 防災講習会等の実施

2-3-② 消防団等の活動の活性化

「1-2-④ 消防団等の活動の維持・強化」と内容は同じ。

2-3-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-3-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-3-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

2-3-⑥ 情報共有体制の強化

- (1) 警察、消防、自衛隊との情報共有体制の強化に努める。
- (2) 県リエソンの活用を図る。
- (3) 集落で交通や通信が途絶した場合の救助要請を速やかに行えるよう、上空からヘリコプター又はドローンで認識できる「SOS」サインのルール作りを検討する。

(主な想定される施策・事業)

- リエソン等の受援計画の策定
- SOS サインに関するルールの作成及び周知

リスクシナリオ 2-4

多数の避難者が発生し、避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態

2-4-① 避難所の確保

- (1) 災害の種類に応じた避難所の確保に努めるとともに、主要避難所における備蓄品等の整備・充実に努める。
- (2) 町内全域に避難等が必要な災害が発生した場合に備え、水平避難、垂直避難、さらには集落内避難などの周知を図る。

(主な想定される施策・事業)

- 主要避難所の機能強化
- 備蓄品の充実
- 災害の種類に応じた避難形態の例示作成

2-4-② 避難所の開設・運営体制づくり

- (1) 初動期における町職員による避難所開設マニュアルを作成し、併せて24時間いつでも避難所を開設できるよう、訓練の実施に取り組む。
- (2) 初動期の避難所開設から避難者主体となった避難所の運営体制への移行をスムーズに行えるよう避難所運営マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施する。

(主な想定される施策・事業)

- 職員用避難所開設マニュアルの作成
- 避難所運営マニュアルの作成

2-4-③ 福祉避難所の拡充・確保

- (1) 災害時における要配慮者の収容保護のために養護・介護・特養等の関係機関と「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結に取り組み、福祉避難所の拡充・確保に努める。
- (2) 関係機関等との連携を図り、福祉避難所運営マニュアルの作成とマニュアルに基づいた福祉避難所運営訓練の実施や介護をする人の人材確保に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定の締結
- 福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施
- 福祉避難所運営に要するベッド・パーテーション等の備蓄品の確保・充実
- 広域の福祉避難訓練の実施
- 介護者の事前登録による人材確保

2-4-④ 避難生活の長期化への対応

- (1) 関係機関と連携し、避難生活が長期化する避難者の健康相談や心のケアを行う体制づくりに努める。
- (2) 町営住宅の空き室などの積極的な活用を図り、長期避難生活者の生活環境の整備を図るように努める。

(主な想定される施策・事業)

- 避難所運営マニュアルに基づく、避難所生活の秩序維持
- 町営住宅の災害時利用基準の作成

リスクシナリオ 2-5

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態

2-5-① 医療機能の維持、薬剤の確保

- (1) 大規模災害発生時の医療救護所開設に関する体制構築、医療機能の維持、地域医療関係者との連携強化を図る。
- (2) 大規模災害時には、医療機関が被災したり、土砂の崩落等を起因とした道路閉塞が生じることにより、医療機能が麻痺する事態が想定されることから、町内医療機関又は救護所で必要となる薬剤の確保に努める。

- (3) 大規模災害時における町内医療機関又は救護所で必要な薬剤の種類及び数量等を把握できる体制づくりに努める。
- (4) 道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、町内医療機関のネットワークの形成や医療資機材の保管に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 災害医療救護計画の作成
- 医療救護所開設マニュアルの作成
- 町内医療機関及び調剤薬局の薬剤備蓄の支援
- 福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの活用
- 医療救護所の開設場所の検討及び必要となる資機材の確保・保管
- 町内医療機関のネットワークづくり

2-5-② 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-5-③ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-5-④ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

リスクシナリオ 2-6

被災地区における疫病・感染症等が発症、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態が悪化する事態

2-6-① 健康支援活動の体制整備

- (1) 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援にあたる。
- (2) 被災による心的外傷後ストレス（PTSD）、生活の激変による依存症等に対して、関係機関と連携しながら、心の健康への専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

(主な想定される施策・事業)

- 災害時保健活動マニュアルの作成
- 災害時保健活動マニュアルに基づく健康支援体制の構築
- 災害時保健活動マニュアルに基づく心のケアの体制づくり

2-6-② 感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備

(1) 避難所におけるインフルエンザ等の感染症の感染拡大を防止するため、マスクの着用や手指の消毒の奨励等、防疫活動に努める。

(2) 避難所における感染症の発症が確認された場合の患者の隔離、消毒の実施等の蔓延防止措置について確認しておく。

(3) 災害により床上床下浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が発生する危険性があり、衛生環境の確保のため、防疫活動に必要な薬剤や衛生器材の計画的な備蓄、体制の強化に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 災害時保健活動マニュアル及び避難所開設マニュアルに基づく対応の実施
- 感染症対策の実施に向けた体制の強化
- 防疫対策業務に関する関係機関との連携体制の強化
- 消毒薬剤や衛生器材の備蓄
- 防疫マニュアルの作成

2-6-③ 避難所における生活環境の整備

(1) 慣れない避難所生活による健康状態悪化を防ぐため、避難所における設備機能の充実や住環境に配慮する必要がある。

(主な想定される施策・事業)

- 避難所のトイレ等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進
- 避難生活を改善するための間仕切り等の物資の備蓄

事前に備えるべき
目標 ③

大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ 3-1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態

3-1-① 行政機能の維持

(1) 大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（BCP）や業務ごとの初動対応マニュアルの作成に取り組む。

(2) BCPや業務ごとの初動対応マニュアルが適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。

(3) 全職員を対象とした災害時職員初動マニュアルに基づいた研修会、防災・減災に関する学習会を設けることにより、職員の資質の向上に努める

（主な想定される施策・事業）

- BCPの作成
- 業務ごとの職員初動マニュアルの作成
- 職員参集訓練の実施

3-1-② 災害対策本部機能の強化

(1) 災害対策本部は、災害対応指揮、救援物資等の運送拠点や防災関係機関との連絡調整を行うことから、各種防災研修に参加し職員の資質の向上に取り組む。

(2) 大規模災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく国・県・他市町村からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な支援、救助部隊の活動が想定されることから、受け入れ体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。

（主な想定される施策・事業）

- 災害対策本部設置訓練の実施
- 災害対応に関する研修会の参加
- 受援計画の策定、受援体制整備

事前に備えるべき 目標 ④	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
------------------	---------------------------------

リスクシナリオ 4-1

電力供給停止又は停電等による情報通信の麻痺・長期間停止する事態

4-1-① 自家発電装置の充実

- (1) 大規模災害時には、大規模で広域的な停電が発生することが予測されることから、庁舎、避難所等の自家発電による電源確保に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 指定避難所等への太陽光発電システムの設置及び蓄電池の整備
- 自家発電装置の維持管理

4-1-② 情報通信網の耐災害性の向上

- (1) 防災行政無線をはじめとした情報伝達手段の耐災害性の向上を図る。また、ICT（情報通信技術）の進歩をタイムリーに捉え、常に最適な情報通信手段の確保に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 防災行政無線の維持管理及び防災行政無線の戸別受信機の全世帯配備の促進
- 複数メディア連携サーバの維持管理、更新
- 関係機関の SNS の活用
- 主要な避難所への Wi-Fi 設備の設置検討

4-1-③ 多様な情報伝達手段の周知

- (1) 災害発生時に確実な情報伝達が行われるよう、自主防災組織の防災訓練の中で、代表者への防災行政無線の使用法の周知や、戸別受信機の使用法の周知に努める。
- (2) 災害時に、情報の寸断が発生した場合における安否確認等の情報伝達手段として、171 や Web171 等の災害用伝言ダイヤル、伝言板の利用方法に関する啓発に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 戸別受信機の使用法の周知
- 171 や Web171 等の災害用伝言ダイヤル、伝言板の利用方法に関する啓発

リスクシナリオ 4-2

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-2-① 災害対策本部・避難所施設の通信回線の耐災害性の向上

- (1) 町災害対策本部と関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、必要な情報をいち早く、かつ正確に、住民等に伝達できるような体制の構築に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 非常用特設公衆電話の配備
- 衛星携帯電話の導入
- 移動系防災行政無線機の導入
- 町民への登録制メールの周知・普及

4-2-② 住民等への情報伝達体制の強化

- (1) 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、防災行政無線をはじめとした情報伝達手段の耐災害性の向上、多重化を図る。
- (2) 防災行政無線システムが被災した場合は町からの情報伝達手段が失われることになるため、行政区・自主防災組織へ確実な情報伝達が行われるよう移動系防災無線の配備に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 非常用特設公衆電話の配備
- 衛星携帯電話の導入
- インターネット等を活用した情報提供システムの導入
- SNSを活用した情報共有の強化
- 移動系防災行政無線機の配備
- 災害情報広報車の配備

事前に備えるべき 目標 ⑤	大規模自然災害等発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせ ない
------------------	--------------------------------------

リスクシナリオ 5-1

地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態

5-1-① 企業の事業継続力強化の促進

- (1) 大規模な災害が発生した際においても、事業継続が図られるよう、事業所の耐震化や事業継続計画（BCP）の作成を促し、各種資金活用などの制度情報の収集・提供に努める。

（主な想定される施策・事業）

- 事業所のBCP作成の啓発
- 事業所の耐震化対策の啓発
- 各種資金活用の啓発、情報提供

リスクシナリオ 5-2

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態

5-2-① 危険物取扱事業所の耐災害対応の強化促進

- (1) 大規模災害発生時における化学薬品等の危険物の流出や放出に備え、消防署と連携して危険物取扱事業所等の把握に努める。
- (2) 危険物取扱施設における大規模災害時の損壊、火災、爆発等が生じないように、事業者の理解と協力を得ながら耐災害性の向上に努める。

（主な想定される施策・事業）

- 危険物取扱事業所のマップ作成
- 危険物取扱事業所の耐災害性の向上に向けた啓発

リスクシナリオ 5-3

食料等の安定供給が停滞する事態

5-3-① 緊急輸送道路の防災・減災対策の促進

- 「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

5-3-② 食料生産基盤の耐災害性の向上

- (1) 本町の基幹産業である第1次産業に関して、災害時においても農業生産活動が継続されるよう農業水利施設等の長寿命化計画の作成による産業基盤の強化に努める。
- (2) 農地等の荒廃により災害時に被害が拡大する事態を回避するため、農業水利施設の長寿命化計画の作成をはじめとした多様な農業振興施策の推進を図り、農地・農業用施設の適正管理に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 基盤整備事業
- 耕作放棄地の解消対策
- 中山間地域等直接支払制度の推進
- 多面的機能支払制度の推進
- 中山間・多面的事務の支援体制の強化
- 農業用施設の長寿命化計画の作成

<p>事前に備えるべき 目標 ⑥</p>	<p>大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p>
--------------------------	--

リスクシナリオ 6-1

電気、石油、ガス等の供給が停止する事態

6-1-① エネルギー供給業者との連携強化

- (1) 災害時においても、速やかなエネルギーの確保が図られるよう電気、石油、ガス等の供給業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。
- (2) 大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化に努める。

(主な想定される施策・事業)

- エネルギー供給事業者との協定の締結
- 住宅用太陽光発電設備の推進
- 公共施設への再生可能エネルギー導入推進
- 蓄電池システムの導入推進

6-1-② 災害対応給油所の確保

- (1) 大規模災害が発生した際に、確実に応急活動が実施できるよう災害対応給油所の確保に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 災害対応給油所の指定及び整備

リスクシナリオ 6-2

上水道、簡易水道の供給が長期間にわたり停止する事態

6-2-① 上水道、簡易水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

- (1) 水道事業経営計画に基づき、水道施設の耐震化に取り組む。
- (2) 上水道施設及び簡易水道施設の老朽化に伴う施設更新については、給水人口、給水量

等を見ながら施設の統廃合を前提とした更新計画の策定に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 老朽管更新事業
- 基幹施設の耐震診断・設計・補強
- 水道事業統廃合基本計画の策定

6-2-② 速やかな給水の確保

- (1) 災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定の締結に取り組む。
- (2) 水道施設が損傷した場合の速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 水道の復旧に従事する民間事業者との協定締結
- 応急給水の実施に向けた関係機関との連携強化
- 簡易給水方法の確保

リスクシナリオ 6-3

汚水処理施設が長期間にわたり機能停止する事態

6-3-① 公共下水道、農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策の推進

- (1) 大規模災害が発生した際に、下水道施設が被災した場合であっても速やかに高レベルの下水処理機能が回復できるよう、公共下水道施設及び農業集落排水事業施設の耐震化・老朽化対策を進め、BCPの作成に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 公共下水道施設・農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策
- 公共下水道事業・農業集落排水事業のBCP作成

6-3-② 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進

- (1) 汲み取り便槽、単独浄化槽からの公共下水道、農業集落排水施設及び合併浄化槽への切り替え促進を図り、災害時の汚水拡散リスクの最小化に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 公共下水道・農業集落排水への加入促進
- 合併浄化槽への転換の促進
- 浄化槽市町村整備推進事業の検討

リスクシナリオ 6-4

地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-① 災害に強い道路網の整備

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

6-4-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

6-4-③ う回路となる町道・農道・林道の整備、拡幅の推進

「2-2-① 孤立集落の発生抑制」と内容は同じ。

6-4-④ 緊急時の輸送体制の確立

「2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

6-4-⑤ 公共交通の機能維持

- (1) 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難手段として重要であり、また、地域住民の生活を支える必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく。
- (2) 災害時においても鉄道やバスの公共交通が維持されるよう、運行事業者におけるBCPの作成を促す。

(主な想定される施策・事業)

- 水郡線・路線バス運行維持対策
- 運行事業者のBCP作成促進

事前に備えるべき 目標 ⑦	制御不能な二次災害を発生させない
------------------	------------------

リスクシナリオ 7-1

ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態

7-1-① 農業水利施設の適切な管理

「1-4-② ため池の対策」と内容は同じ。

7-1-② 農業用ため池のハザードマップの作成

「1-4-② ため池の対策」と内容は同じ。

リスクシナリオ 7-2

有害物質が大規模拡散・流出する事態

7-2-① 有害物質の拡散、流出防止対策の推進

- (1) 大規模災害が発生した際に、関係機関と連携した有害物質等の大規模拡散・流出の確認と対応、関係機関との連絡調整体制の構築に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 被災した危険物施設の緊急点検の実施体制の充実強化
- 関係機関との連絡調整、体制強化
- 化学物質の適正管理の啓発

リスクシナリオ 7-3

原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴い住民が被ばくする事態

7-3-① 国、県、事業者との連絡体制の確立

- (1) 東日本大震災により被災した原子力発電所の事故による放射能の拡散を教訓として、正確な情報を住民に伝達できる連絡体制づくりに努める。

(主な想定される施策・事業)

- 原子力災害通報訓練の実施

7-3-② 原子力災害発生への備え

- (1) 原子力災害の発生に備え、住民への迅速な情報伝達、必要に応じて屋内退避の措置や安定ヨウ素剤の配布、食料、飲料水の摂取制限の措置の実施に向けた体制整備に努める。
- (2) 原子力災害に関する情報収集及び連絡を円滑に行うため、情報伝達手段の適正な維持管理を行う。

(主な想定される施策・事業)

- 適切な屋内退避、避難等の勧告又は指示の発令に関する訓練
- 住民への迅速な情報伝達の準備

7-3-③ 汚染された廃棄物、汚染土壌等の適切な保管・搬出・管理

- (1) 原子力災害により放射性物質が拡散されれば、原子力災害廃棄物が大量に発生するため、除染計画等の策定に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 除染等廃棄物の仮置場、積込場等の適地を確保

7-3-④ 放射線モニタリング体制の充実・強化

- (1) 廃炉作業が長期間に渡り、今後も地震、津波、台風等の自然災害を原因として放射性物質の漏洩事故が発生する可能性があることから、放射線量の簡易測定、モニタリングポストの監視など、放射線モニタリング体制の維持強化に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 放射線量定点観測の継続
- モニタリングポストの設置継続要請

リスクシナリオ 7-4

農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

7-4-① 農業・林業の担い手の育成確保

- (1) 農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者、新規就農者の確保・育成に努める。
- (2) 経営基盤の強化を図るため、農用地の利用集積や経営規模の拡大・効率化を促進し、

営農再開や農業担い手の確保に努める。

- (3) 森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、森林再生事業等の推進に努める。
- (4) 林業の担い手の確保・育成として、技術習得に係る研修等の推進に取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 認定農業者の拡充
- 新規就農者・林業従事者に対するサポート制度の創設
- 国県の研修制度の活用及び連携の強化

7-4-② 農地及び農業施設の保全・適正管理の推進

「5-3-② 食料生産基盤の耐災害性の向上」と内容は同じ。

7-4-③ 森林整備の促進及び適正管理の推進

「1-4-③ 森林の適正管理」と内容は同じ。

7-4-④ 鳥獣被害対策の充実・強化

- (1) 有害鳥獣による農作物への被害の防止を図り、鳥獣被害を原因とした耕作放棄地が拡大しないよう対策に取り組む。
- (2) 有害鳥獣駆除対策として、狩猟免許取得の推進を図り、駆除対策にあたる人材の確保に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 有害鳥獣駆除事業の推進
- 電気柵の設置費補助金制度の創設
- 狩猟免許取得費補助金制度の創設

リスクシナリオ 7-5

風評被害による地域経済への甚大な影響が生じる事態

7-5-① 風評被害等の防止に向けた科学的な情報発信の強化

- (1) 放射線等に対する基礎知識の普及に努めるとともに、生活空間や農産物等の環境放射線モニタリングを実施し、数値に基づいた正確な情報発信に努める。
- (2) 狂牛病、豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策の初動防疫の充実・強化を推進し、風評の封じ込めに努める。

(主な想定される施策・事業)

- 放射線量測定結果の公表
- 農産物等の放射能検査の実施及び公表
- 防疫体制強化に向けた関係機関との連携強化

7-5-② 風評被害等の払拭に向けた対策

- (1) 原子力災害発生以降、農林水産物をはじめ観光産業など様々な分野で放射能汚染に対する誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が低迷しており、風評払拭に向けた販売促進に取り組む。
- (2) 各種関係団体と連携して既存の観光資源の利活用を図り、周遊型・滞在型観光の構築や町産品のブランド化を推進していく。

(主な想定される施策・事業)

- 首都圏等における物産展・観光プロモーションの推進
- 町産品のブランド化の推進

事前に備えるべき 目標 ⑧	大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
------------------	---

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-① 災害廃棄物処理計画の策定・推進

- (1) 災害時の応急対応や復旧・復興の円滑な実施には、災害廃棄物の迅速な処理が必要不可欠であるため、国の災害廃棄物対策指針、県の災害廃棄物処理計画に基づいた町の災害廃棄物処理計画を策定し、大規模災害に備える。

(主な想定される施策・事業)

- 災害廃棄物処理計画の策定

8-1-② 災害廃棄物の一時保管場所の確保、適切な運搬方法の確立

- (1) 大規模災害時には、短期間に大量の災害ゴミが排出されることから、東白衛生組合の受け入れ制限が予測されるため、町内に災害ゴミの一時仮置場を複数確保し、復旧・復興の円滑な実施に努める。
- (2) 一時仮置場への搬入は、トラック等の車両が必要であり、すべての被災者が個人で搬入することができないことから、地域の中で災害ゴミの一時仮置場までの運搬ができる仕組みづくりに取り組む。

(主な想定される施策・事業)

- 施設管理者との事前協議及び一時仮置場の事前指定
- 行政区や自主防災組織を中心とした搬入体制の確立
- 一般廃棄物処理業者等との協定の締結

リスクシナリオ 8-2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-① 建設事業者の業務継続の支援強化

- (1) 災害時においても建設事業者の事業継続が図られるよう、BCPの策定を促す。
- (2) 災害時に活用可能な重機や資材、人材の把握に努める。
- (3) 建設事業者の育成に向け、県が実施する各種研修情報の提供に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 町内建設事業者のBCP作成促進
- 建設事業者の所有する重機や資機材・人材の把握
- 建設事業者の育成

8-2-② 県及び支援団体等への人員派遣依頼

「3-1-② 災害対策本部機能の強化」と内容は同じ。

8-2-③ 多様な業務の担い手確保対策の推進

- (1) 大規模災害時における建設関係技術者の人材確保に向け、県や町の技術職員 OB やボランティアの確保・育成に努める。
- (2) 復旧・復興の重要な担い手となるボランティアの円滑な受け入れに向け、ボランティアセンターの開設・運営の訓練に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 技術職員 OB の募集
- ボランティアセンターの運営訓練の実施

リスクシナリオ 8-3

被災者の生活再建に対する支援の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-① 被災者の生活再建の支援

- (1) 被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。
- (2) 被災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊、半壊を調査する住家被害認定士の育成に努める。
- (3) 被災証明書をはじめ、被災届出証明書、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修に取り組む。
- (4) 災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援する「被災者支援システム」の活用に向けた研修会の実施により、災害対応時の対応能力の向上に努める。
- (5) 被災後、速やかな復旧・復興を行うための貴重なデータとなる被災前の航空写真や地番の境界確定資料等を、大規模災害時にも有効なシステムとして整備等に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 被災者台帳の整備
- 航空写真等の整備
- 建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結
- 住家被害認定士の育成
- 被災者支援システムの活用や各種手続きに関する研修会への参加

8-3-② 応急仮設住宅等の確保

- (1) 速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を行うとともに、建設事業者との協定締結を検討する。

(主な想定される施策・事業)

- 応急仮設住宅建設用地の事前選定
- 建設事業者との協定締結

リスクシナリオ 8-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-4-① 指定文化財（建造物）の防災対策

- (1) 指定文化財（建造物）は、火災や地震、風水害により破損・滅失の可能性があるため、文化財の速やかな保存が行われるよう地域住民と協力した文化財の防災対策について検討をすすめる。

(主な想定される施策・事業)

- 文化財防火デー署団合同火災防御訓練の実施
- 歴史的建造物維持管理事業
- 文化財保存事業補助金交付事業
- 棚倉城跡保存活用計画策定事業

リスクシナリオ 8-5

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-5-① 事業用地の確保・整備

- (1) 大規模な災害時には、さまざまな災害対応業務において、用地の確保が必要となるため、平常時から用地を検討し、確保・整備に努め、復興に向けた速やかな対応を図る。
- (2) 事業所も同様に、仮事業所の用地確保や空き家等の利活用など、復興に向けた支援のあり方を検討する。

(主な想定される施策・事業)

- 用地の検討・確保・整備

8-5-② 応急仮設住宅等の確保

「8-3-② 応急仮設住宅等の確保」と内容は同じ。

事前に備えるべき 目標 ⑨	大規模自然災害等に備え、地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助・公助に基づく地域防災力を高める
------------------	--

リスクシナリオ 9-1

住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

9-1-① 住民一人ひとりの防災意識の高揚を図る

- (1) 防災訓練や防災講演会をはじめ、自主防災組織の活動、学校教育、生涯学習などの様々な機会をとおして、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努める。
- (2) 土砂災害危険箇所や浸水想定区域の調査に基づき防災マップを定期的に改定し、全戸配布やマップの見方を周知し、災害種別に応じた危険箇所の把握や避難経路の確認を徹底する。

(主な想定される施策・事業)

- 防災マップの改定・全戸配布
- 自主防災組織の全行政区への設立
- 防災訓練・防災講習会・講演会の実施

9-1-② 地域における防災活動の担い手育成

- (1) 地域の防災活動の担い手となる自主防災組織をはじめ、消防団や行政区等の活動支援に努める。
- (2) 地域の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、防災士の資格取得の支援に取り組む。
- (3) 災害時における共助が発揮されるためには、日常からの住民同士の交流が重要であることから、各地区の集会所等を活用した交流機会の創出に努める。

(主な想定される施策・事業)

- 自主防災組織設立の推進
- 自主防災組織の活動支援
- 防災士の育成支援
- 各地区集会所での活動の活性化

第5章 計画の推進と進捗管理

第1節 推進体制

1 自助・共助・公助の連携推進

国土強靱化の実現には、本町の全職員をはじめ国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る。

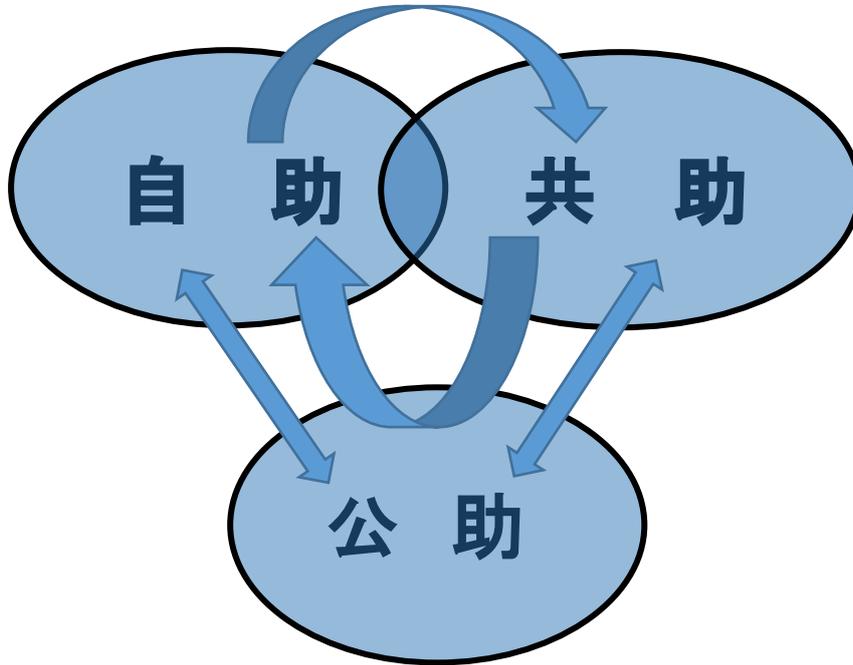
また、地域防災力の向上には、共助の役割が重要であり、町と関係機関の連携を高めながら効果的な施策の推進に努める。

2 棚倉町の国土強靱化の取り組みに向けた自助・共助・公助の考え方

災害に遭遇したときは、一瞬の判断が生死を分けることになるので、いざというとき、どう行動するか、考え、訓練しておくことは、自らの身を守るうえで最も大切なことであり、「自助」をしっかりとすることで、自らが「共助」の担い手として活動することが可能となることから、「自助」を高めることで「共助」についても効果的に高めていくことが期待できる。

災害が発生したときに、「自助」の段階から、町をはじめとした消防や警察、消防団などの「公助」が届くまでの間は、地域住民が協力して、自分達の地域は自分たちで守るという「共助」が、「自助」と「公助」を効果的に結び付ける役割を担い、防災・減災を考えるうえで重要な役割を果たすことが期待される。

国土強靱化に向けた自助・共助・公助の考え方イメージ図



「自助」を徹底することで「共助」の働きを高め、自助から共助、共助から自助へ相互アプローチが可能となり、自助と共助が一体となることで、コミュニティの活性化が図られる。また、共助から公助を経由して自助への働き掛けも推進することができる。

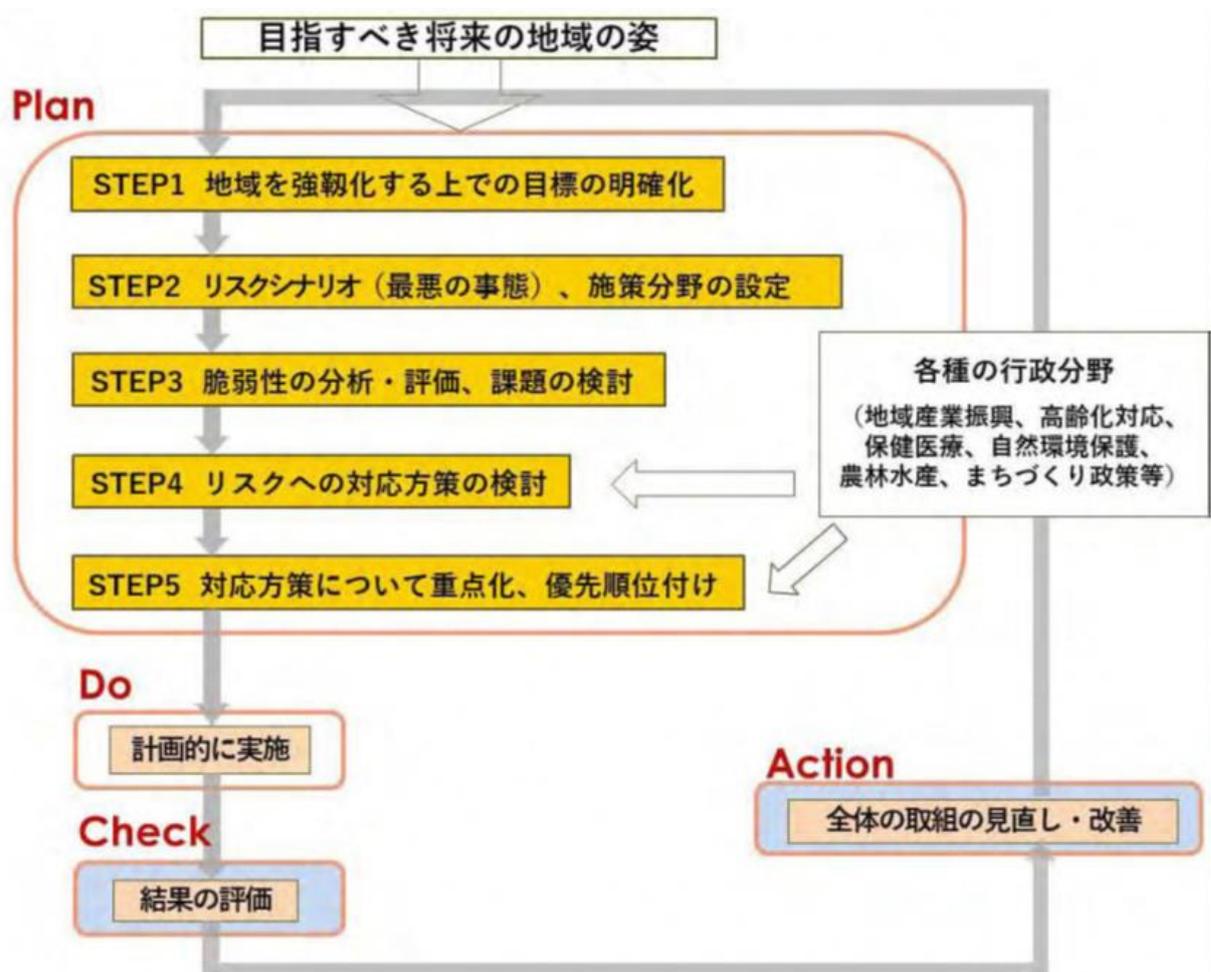
3 ハードとソフトの適切な組み合わせ

ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

第2節 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく施策・事業の確実な推進に向け、各施策・事業の適切な進捗管理が重要になる。本計画では、主要な施策・事業の一覧を別に作成し、主管課や年次計画、概要、総合計画の施策体系での位置づけの整理を行う。

この主要な施策事業の一覧を活用し、毎年実施している振興計画実施計画の進捗管理と連動させて検証を行い、PDCA サイクルによる各種事業の推進を図る。



棚倉町国土強靱化地域計画

令和2年12月

棚倉町住民課

〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地

電話：0247-33-2116

FAX：0247-33-3715

E-mail：jyumin@town.tanagura.lg.jp（官公庁）

jyumin@town.tanagura.fukushima.jp（一般）